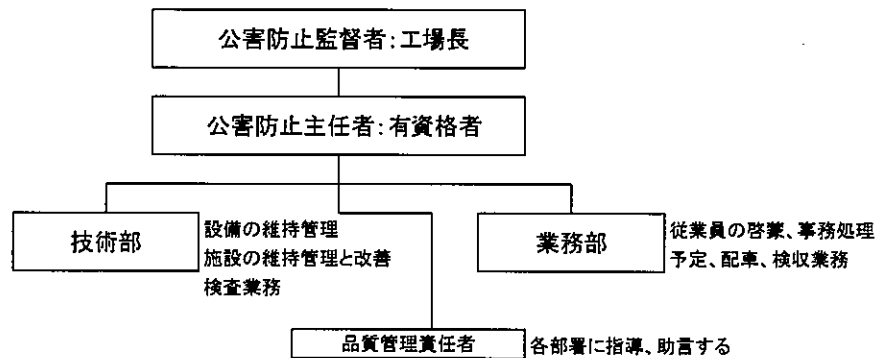


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
越谷市長	殿
提出者	
住所 東京都荒川区西日暮里1-18-3	
氏名 南埼コンクリート株式会社	
代表取締役 織田 善信	
電話番号 03-3806-0161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	南埼コンクリート株式会社越谷工場
事業場の所在地	越谷市谷中町2丁目61番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	土石製品製造業
②事業の規模	1,000,000千円
③従業員数	12名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートの余り・ミキサー車ドラム内付着コンクリート・工場プラントの洗浄水 1. 通常 ↓ 残水処理機に投入(碎石・砂・スラッジ水に分級) ↓ ・碎石・砂は堆積させ少量の余りコンクリートと混ぜ合わせる(コンクリートくず廃棄物) ・スラッジ水は脱水機により上澄水とケーキに分級 ↓ 上澄水は再利用。スラッジケーキ(コンクリートくず廃棄物) ↓ 運搬→破碎→再生碎石 2. 機械故障時、多量発生時等 ↓ 天日乾燥 ↓ 重機で破碎 ↓ コンクリートくず廃棄物 ↓ ←

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排 出 量	2,970 t	t
	（これまでに実施した取組） 顧客との連絡を頻繁に行い「余剰コンクリート」の発生を未然に防止し、産業廃棄物の発生量低減を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排 出 量	2,800 t	t
	（今後実施する予定の取組） 顧客との連絡を頻繁に行い「余剰コンクリート」の発生を未然に防止し、産業廃棄物の発生量低減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 脱水機の定期的なメンテナンス等を心がけ、脱水機から排出されたコンクリートくず（廃棄物）に碎石及び砂が混入しないよう注意する。また、粉状に砕けた際は散水等により防塵対策を施す。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 脱水機の定期的なメンテナンス等を心がけ、脱水機から排出されたコンクリートくず（廃棄物）に碎石及び砂が混入しないよう注意する。また、粉状に砕けた際は散水等により防塵対策を施す。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	2,970 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	－ t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2,970 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	－ t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
	日常は、マニフェストにより収集運搬から最終処分までの確認を行う。この他、定期的に委託契約先を訪問し、適切な処理が実施されているか等確認する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	2,800 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,800 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 顧客との連絡を頻繁に行い「余剰コンクリート」の発生を未然に防止し、産業廃棄物の発生量低減を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。